

岩手県中学校新人大会開催基準

1 趣 旨

岩手県中学校新人大会（以下大会という）は、県下の中学校の代表が相寄って、相互の友好親善を深め、スポーツを通じて健全な身体を育成するとともに、明朗な精神の昂揚を図るものである。

2 主 催

岩手県中学校体育連盟、岩手県教育委員会、岩手県種目別競技団体、開催市町村教育委員会

3 後 援

競技種目の事情により依頼する。

4 主 管

開催地区中学校体育連盟、岩手県中学校体育連盟専門部、開催地種目別競技団体、その他

5 開催競技

陸上競技、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、体操競技、新体操、バレーボール、ソフトテニス、卓球、バドミントン、ソフトボール、柔道、剣道、相撲、ホッケーの16競技とする。

6 開催期日

(1) 中心会期は10月第3日曜日を含む連続した2日間の前期（屋外競技中心）と11月第3日曜日を含む連続した2日間の後期（屋内競技中心）に分けて開催することを原則とする。

(2) 会期は開会式を含め、1競技2日以内とする。

7 参加資格

(1) 参加者は各地区中体連の加盟校に在学し、学校教育法第1条に基づく当該中学校生徒であること。

(2) 各地区中体連新人大会において、当該競技要項により県大会の参加資格を得たチームまたは個人とする。

(3) 同一年度内の参加者は、全種目を通じて一人1種目とする。（ホッケー、相撲競技を除く）

(4) チームの編成は、1校単位で組織されたものとする。ただし、団体種目においては、別紙「合同チーム参加規程」に基づき合同チームでの参加特例を認める。

(5) 地区予選なしで参加できる競技については当該校の校長が許可し、地区中体連会長の推薦を得たチームまたは個人とする。

(6) 過年齢生徒の参加については、体力的、技術的要因が大きくかかわると考え、満15歳に達する年度をもって出場制限とする。また、学年指定種目については該当年齢とする。

8 参加制限

(1) 毎年の大会開催要項に提案されたものとする。

(2) 大会申込前に不参加チーム・個人が出た場合は、開催地区（開催地区中体連会長の推薦）で補うことができる。

9 引率者及び監督等

(1) 引率者及び監督は当該校の校長・教員（非常勤は除く）・部活動指導員（※1）とする。ただし、部活動指導員は教育委員会設置要項のもと、以下の条件を満たしていなければならない。また、中学校体育連盟が主催する大会（予選を含む）で登録できる学校は1校のみであること。

① 満20歳以上であること。

② 主催者からの要望があった場合、大会運営に協力する姿勢があること。

③ 次のいずれかに当てはまる者とする。

ア 教育職員免許法に基づく免許を有する者。

イ 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導資格を有する者。

ウ 自治体（含む教育委員会）、体育（スポーツ）協会、中学校体育連盟のいずれかが主催する研修会を受講している者。

※1 ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者であり、学校設置者により任用されている者をいう。

(2) 学校事情等により、校長がやむを得ないと判断し、当該市町村教育委員会（以下「教育委員会」という）又は設置者が同意した場合に限り、「県中総体、県中新人大会引率・監督細則」により、校長及び教育委員会又は設置者が同意した代理引率・代理監督を特例として認める。

なお、部活動指導員は、他校の代理引率者及び代理監督にはなれない。

- (3) 外部・校外コーチは、校長が認めた者とする。ただし、中学校教職員・校長・部活動指導員が他校の外部・校外コーチとしてベンチに入ることは認めない。マネージャーは出場校の教員または生徒とする。

※外部コーチ…校長が学校部活動の指導者として承認した者で、日常的に学校部活動の指導に当たっている者。

※校外コーチ…クラブ・道場などの指導に当たっている者。

- (4) 本大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、外部指導者（コーチ）、トレーナー等は、部活動中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていないものであることとする。また、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。

10 開催地（別表参照）

- (1) 開催地の決定は2年毎に、向こう2年分を決める。
(2) 開催地区同士の折衝で交換することができる。ただし、前年の6月までに決める。
(3) 予定外の地区が開催要望する場合は、当該地区で折衝し変更もできる。ただし、前年の6月までに決める。
(4) 事情により、開催予定地が辞退するときは、前年の6月までに代替え地区を選定しておく。

11 大会要項

- (1) 大会要項は、各専門部と開催地区とで作成し理事会で決定する。
(2) 大会要項は、ウェブサイト「www.iwate-chuutairen.net/」に掲載する。
(3) 大会要項は、県中総体要項にならう。申込書も同様とする。

12 大会役員

大会役員は専門部や地区中体連の事情によるが、概ね次のとおりとする。

会 長	本連盟会長
副 会 長	県種目別競技団体会長 県教委保健体育課総括課長 開催地教育委員会教育長 本連盟副会長 主管地区中体連会長 本連盟専門部長
顧 問	本連盟顧問（県教育長、県体協会長、県市町村教育委員会協議会教育長部会長、県スポ少 本部長、本連盟前会長） 県中学校長会長
大会委員長	本連盟理事長
大会副委員長	県種目別競技団体理事長 主管地区中体連理事長
大 会 委 員	県教委保健体育課指導主事 本連盟理事（各地区中体連理事長、本連盟常任理事、本連盟事務局長、本連盟事務局次長） 本連盟専門部員 主管地区中体連関係者

※ 大会役員の委嘱については、県教育委員会関係、県中体連関係、県校長会長等には、事務の簡素化を図るために省略する。（必要に応じて県中体連事務局で委嘱する）

13 参加申し込み

参加要項規定により参加資格を得たチームまたは個人は、所定の参加申込書に当該校長の承認を得て、参加料（一人1,000円）を添えて開催要項にある申し込み先に申し込むこと。

14 表彰

- (1) 1位～3位を表彰することを原則とする。
(2) 団体競技における優勝校にはメンバー全員にも賞状を授与する。（リレー種目を含む）

15 大会経費

大会運営のための経費は、本連盟事業費、共催負担金、寄付金、参加料等をもってあてる。

16 その他

- (1) 大会の抽選方法はフリー抽選を原則とする。

(2) 県中総体でシード権を設定する競技は、本大会での結果で与えることを原則とする。

(3) 宿泊については、専門部（開催地区中体連）で対処する。

平成 11 年 4 月 30 日 新人大会開催基準制定

平成 12 年 5 月 2 日 一部改訂〔7 の (4)〕

平成 15 年 5 月 2 日 一部改訂〔6 の (1), 7 の (1) (4) (7), 10 の (3)〕

平成 16 年 5 月 7 日 一部改訂〔13 の (2)〕

平成 18 年 5 月 2 日 一部改訂〔7 の (5) (6), 9 の (1), 11, 15〕

平成 21 年 5 月 1 日 一部改訂〔10 の (2)〕

平成 22 年 4 月 30 日 一部改訂〔15 の (1) (2)〕

平成 24 年 5 月 2 日 一部改訂〔7 の (3)〕

平成 28 年 5 月 2 日 一部改訂〔5, 8 の (2)〕

平成 30 年 5 月 2 日 一部改訂〔7 の (6)〕

令和元年 5 月 2 日 一部改訂〔7 の (6)※1〕

令和 2 年 5 月 1 日 一部改訂〔12〕

令和 4 年 2 月 25 日 一部改訂〔9 新設 以下繰り下げ〕